明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関連する者を指定する件の一部を改正する件（**外務**二六九）　一

○外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件（**財務**二〇七）　五

○外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件（**同**二〇八）　六

○外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等の一部を改正する件（**経済産業**一八〇）　六

○外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件（**同**一八一）　六

告示

○外務省告示第二百六十九号

北朝鮮をめぐる現下の国際情勢に鑑み、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者を指定する件（平成二十五年四月外務省告示第百十八号。なお、同年八月外務省告示第二百九十五号、平成二十八年二月外務省告示第三十九号、同年三月外務省告示第六十九号、同年十二月外務省告示第四百六十五号及び平成二十九年六月外務省告示第二百五号により改正が行われている。）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（件名を含む。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。